

## 法曹養成制度改革推進会議

### 第2回会議 議事録

1 日 時 平成26年4月18日（金）7：55～8：10

2 場 所 総理大臣官邸3階・南会議室

#### 3 議 題

- (1) 「法曹養成制度改革の推進について」のこれまでの取組について（報告）
- (2) 「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について（案）」について
- (3) 「法曹養成制度改革顧問会議について」の一部改正について

4 出席者 菅義偉内閣官房長官、谷垣禎一法務大臣、下村博文文部科学大臣、新藤義孝総務大臣、麻生太郎財務大臣、磯崎仁彦経済産業大臣政務官、加藤勝信内閣官房副長官、世耕弘成内閣官房副長官、杉田和博内閣官房副長官、古谷一之内閣官房副長官補、小川秀樹法務省大臣官房司法法制部長、中岡司文部科学省大臣官房審議官、大場亮太郎法曹養成制度改革推進室長

#### 5 議事内容

○谷垣法務大臣 ただ今から、第2回法曹養成制度改革推進会議を開催いたします。

早速ですが、議題1に入ります。

昨年9月の本会議の発足以降、約半年が経過しました。そこで、この間の取組や法曹養成制度を巡る状況につき報告を求め、今後の取組について意見交換をしたいと存じます。

まず、内閣官房から説明願います。

○大場室長 それでは、御説明いたします。

資料2を御覧ください。こちらは、法曹養成制度関係閣僚会議におきまして昨年7月16日に決定された「法曹養成制度改革の推進について」における施策をまとめた資料1の工程表に、その個別施策の進捗状況をまとめたものです。

推進室は、左から2番目の列の「担当」欄で、「推進室」と書かれている項目を担当しております。

まず、上から一つ目、「法曹有資格者の活動領域の在り方」につきましては、法務省にお

いて行われておりますので、後ほど法務省から説明をお願いします。

二つ目の法曹人口調査につきましては、司法試験の年間合格者数3,000人を目指すという目標を昨年7月の関係閣僚会議で事実上撤回した後、今後の法曹人口をどうすべきかということが課題となっております。

この点につきまして、今月9日、与党である自民党の司法制度調査会・法曹養成制度小委員会合同会議におきまして、まずは平成28年までに合格者数を1,500人程度とすることを目指すべきであるとともに、推進室における法曹人口調査を可及的速やかに行うべきであるなどとする緊急提言が行われております。

また、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームにおきましても、まず1,800人とし、その後、推進室における法曹人口調査も踏まえつつ、1,500人程度を想定する必要があるなどとする緊急提案がされております。

これに対して、推進室といたしましては、昨年7月の関係閣僚会議決定に従い、法曹人口について必要な調査をするべく、調査デザインを検討中でございます。この4月は、業者に委託しての必要なデータ収集とともに、既存データの分析を進めたいと考えておりますが、こうした与党の提言も一つの要素としつつ、迅速に調査を進めてまいりたいと考えております。

五つ目の教員派遣見直し方策につきましては、本日の議題2となっておりますので、後ほど御説明いたします。

そこから二つ下がりまして、上から七つ目の組織見直しが進まない法科大学院に対する法的措置の具体的な制度の在り方につきましては、文部科学省の公的支援見直し強化策等の実施状況をフォローアップしつつ、具体的に在り方を検討してまいります。

そこから三つ下がりまして、上から10個目、共通到達度確認試験につきましては、現在、文部科学省が検討されておきまして、推進室としては、これを踏まえて司法試験短答式試験の免除との関係の検討をいたします。

下から五つ目の司法試験論文式試験の科目削減につきましては、選択科目の廃止案について検討しておりますが、本年の通常国会への提出は見送り、更に慎重に検討することといたしました。

下から四つ目の予備試験の在り方につきましては、法科大学院への影響も考慮しつつ、科目変更の点を含め、慎重に検討しております。

最後に、一番下二つの司法修習につきましては、導入的教育の充実を図るべく、1か月程度、司法修習生が1か所に集まって行う修習課程を創設してはどうかを提案し、最高裁と協議をした結果、最高裁において、そうした修習課程である導入修習を、本年11月採用予定の第68期司法修習生から実施する方向で検討することとなりました。

また、司法修習カリキュラムの充実のため、分野別実務修習の内容に関するガイドライン

を策定したと聞いております。

ここに御報告いたしますとともに、最高裁において、今後、具体的な方策等を検討するものと承知しております。

私からの説明は、以上でございます。

○谷垣法務大臣 次に、文部科学省から説明願います。

○中岡審議官 文部科学省の担当部分につきまして、資料5及び資料6を、資料2の工程表を参照しつつ御説明申し上げます。

まず、工程表の上から4番目にある公的支援の見直し強化策については、資料5のとおり、昨年11月に法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化策として、司法試験合格率、入学定員の充足率など多様な指標を総合的に勘案して三つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定して、公的支援の配分を決定する仕組みを公表し、現在、各大学で組織見直しや教育改善に向けた検討が進められております。

また、資料6のとおり、3月末に中央教育審議会法科大学院特別委員会で示された基本的方向性に沿って、工程表の上から4番目、9番目、11番目に掲げられている、認証評価の抜本的な見直し、共通到達度確認試験（仮称）の実現に向けた取組、法学未修者教育の充実については、文部科学省としては、その具体化に向けた作業に直ちに取り組むこととしております。

なお、飛び入学の活用等の法曹養成期間の短縮に関することや、予備試験の在り方に関することなどについては、中央教育審議会でも更に議論を深めることとしておりますが、これらも含め、本年夏頃には法科大学院特別委員会として法科大学院教育の総合的な改善方策を示すことを目指しております。

文部科学省としては、関係閣僚会議決定や中央教育審議会取りまとめに基づき、所要の施策を可能なものから直ちに推進するとともに、引き続き、政府における検討状況も踏まえ、法科大学院教育の改善・充実方策を検討してまいりたいと考えています。

○谷垣法務大臣 最後に、法務省から説明願います。

○小川司法法制部長 法務省から、法曹養成制度改革の推進に関する進捗状況を御報告いたします。

まず、資料2の一番上、法曹有資格者の活動領域の在り方に関する法務省の取組を御説明いたします。

法務省では、資料7にございますとおり、平成25年9月に法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設置するとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、国・自治体・福祉、企業及び海外展開の各分野における、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会を設け、試行的かつ実践的な方策を企画、立案、実践しているところです。

また、資料2の下から六つ目ですが、法務省では、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、司法試験の試験科目の適正化及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図るため、短答式試験の試験科目を憲法、民法及び刑法の3科目とするほか、司法試験の受験回数につき、法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後5年間の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止することを内容とする、司法試験法の一部を改正する法律案を本通常国会に提出しております。概要は資料8のとおりでございます。

最後に、資料2の下から三つ目、司法試験の具体的な方式・内容等につきましても、司法試験委員会の下に新たに幹事を選任し、鋭意検討を進めているところです。

**○谷垣法務大臣** ありがとうございます。

ただ今報告がありましたように、法務省として、司法試験法の改正法案を速やかに立案し、提出することができました。また、法曹有資格者の活動領域の拡大について、鋭意検討を進めております。

今後は、司法試験や予備試験の在り方という重大な問題について、検討と結論を出す必要があります。法務省としては、推進室と緊密に連携しながら、迅速に結論を出すように努めてまいります。

また、活動領域の拡大についても、引き続き検討を進めます。

次に、文部科学省の今後の取組について、下村文部科学大臣から御発言をお願いいたします。

**○下村文部科学大臣** 文部科学省としては、関係閣僚会議決定に掲げられている公的支援の見直しの更なる強化を通じて、課題を抱える法科大学院の組織見直しの促進や、先導的な取組の支援など法科大学院の浮揚策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、認証評価の抜本的な見直しなど法科大学院教育の改善・充実に向けた取組を、中央教育審議会取りまとめを踏まえ、早急に進めてまいります。

今後とも、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を充実させていくため、文部科学省としては、関係機関と緊密に連携しながら、引き続き、その推進に積極的に寄与してまいりたい所存です。

**○谷垣法務大臣** 他に御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

**○麻生財務大臣** 国際的な活躍ができるような弁護士の育成について、どのような取組がなされているのですか。

**○谷垣法務大臣** 率直に申し上げますと、チームの中に弁護士が一人だけというのが、国際的な舞台で活躍する法曹の層の薄さを物語っていると思います。法曹有資格者のこれからの職域拡大の話がありますが、これからは国際的な場面で活躍できる人材を育成する必要があると思われまます。法務省でも国際的な問題に対応する議論はありますが、まだ十分な成果は

上がっていないというところです。

○麻生財務大臣 それともう一つ。法務省の法曹資格を持った女性職員が、カンボジアの刑事訴訟法等の整備に貢献した例があります。これは女性の活躍といえるし、役所の中にも人材はいるといえます。このおかげで、ビジネスマンはカンボジアでビジネスがやりやすくなったと言われていています。よろしく願いいたします。

○谷垣法務大臣 JICAと法務省、裁判所からも人を出し、協力していくつかプロジェクトを行っており、現地事務所に担当者を派遣しています。今年はミャンマーを予定しています。そういうところで人が育ってきているのも事実であり、暗い話ばかりではないと思われれます。

それでは次に、議題2について、内閣官房から説明願います。

○大場室長 それでは、御説明いたします。

資料3を御覧下さい。昨年7月の閣僚会議決定において、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策を定めるよう、推進室に求められておりました。

先ほど文部科学省において公的支援見直しについてお話があったところですが、裁判官や検察官の派遣については、文部科学省の公的支援の見直しの基準に従いまして、下位のロースクールには裁判官や検察官は派遣しないということを考えておりまして、これについて決定して頂きたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○谷垣法務大臣 ただ今の説明を踏まえ、法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直しについて、資料3のとおり定めたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

御異議がないようですので、そのようにいたします。

次に、議題3について、内閣官房から説明願います。

○大場室長 御説明いたします。

昨年9月17日の推進会議におきまして、顧問会議の構成員を、議長決定により、お決めいただいております。

そうしたところ、弁護士で元日本弁護士連合会会長の宮崎誠顧問が、本年4月10日付けで、日本司法支援センター、いわゆる法テラスの理事長に就任されました。そうした重責を担われることから、顧問の任を離れたいという本人の希望がございました。その後任については、弁護士で元日本弁護士連合会副会長の橋本副孝氏が適任であると考えております。

そこで、資料4のとおり、構成員について改めていただくべく、お願いする次第です。

私からの説明は、以上でございます。

○谷垣法務大臣 ただ今の説明を踏まえ、法曹養成制度改革顧問会議についての議長決定を

資料4のとおり改めたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

御異議がないようですので、そのようにいたします。

他に御意見のある方は御発言をお願いいたします。

それでは、最後に議長である菅内閣官房長官から御発言をお願いします。

**○菅官房長官** 御議論ありがとうございました。

昨年9月17日に第1回の会議が開かれてから、本会議の下で、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院に対する公的支援の見直し、司法試験法の改正、司法修習の充実などについて、具体的な取組が進んでいます。

また、本日、法科大学院に対する教員派遣の見直しについて、方針を決定しました。

今後更に、法曹人口や予備試験の在り方など、重要な問題が残されておりますが、推進室及び関係省庁においては、引き続き迅速に施策の実施・検討を進めるようお願いします

**○谷垣法務大臣** ありがとうございました。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。

なお、この後、本日の概要について推進室からブリーフィングを行う予定です。

本日はどうもありがとうございました。